

令和 7 年度

板柳町水質検査計画



板柳町上下水道課

1. 基本方針

板柳町の上水道は、津軽広域水道企業団が浅瀬石川ダムから取水してろ過された浄水（水道水）を全面受水し、町全域に安定的に供給しています。

水道水の安全性を確保するための水質検査は、水道法で検査が義務付けられている項目及び水質管理上必要な項目について実施します。

この計画の期間は、令和7年4月1日～令和8年3月31日までとし、内容については毎年見直し、更新することにします。

2. 水質検査地点及び検査月

水質検査地点は、配水場（深味）から離れた末端地点を基本に選定し、その地点の蛇口から採水するものとします。

整理番号	検査地点	検査月	検査実施項目数
1	配水場（深味）	毎日	2 ページの検査項目 1 番の 1 項目を検査します。
2	管末水質測定業務受託者（表町）		
3	管末水質測定業務受託者（五林平）		
4	管末水質測定業務受託者（滝井）		
5	川端町集会所	4 月・11 月	それぞれの検査月に 2 ページの検査項目 2 番から 10 番までの 9 項目を検査します。
6	野中会館	5 月・12 月	
7	横浜会館	6 月・1 月	
8	牡丹森会館	7 月・2 月	
9	上常海橋消防屯所	9 月・3 月	また、7 月から 9 月までの検査月に 2 ページの検査項目 25 番及び 26 番の 2 項目を追加し検査します。
1 0	下常海橋消防屯所	10 月	
1 1	成田配管敷地内（館野越）	8 月	2 ページの検査項目 2 番から 26 番までの 25 項目及び 3 ページの全 26 項目を検査します。
1 2	掛落林消防屯所	5 月	それぞれの検査月に 2 ページの検査項目 11 番番から 24 番までの 14 項目を検査します。
1 3	飯田消防屯所	11 月	
1 4	五林平会館	2 月	

３．水質検査方法

日常の検査項目（色・濁り・残留塩素）については、配水場（深味）及び管末水質測定業務受託者（表町、滝井、五林平）で検査しますが、試験測定機器のないものについては、民間検査機関に委託して実施します。

４．水質検査実施項目（民間の検査機関に委託している項目と検査頻度）

整理番号	水質基準番号	検 査 項 目	基準値	検査計画	備 考
1	－	色、濁り	異常でないこと	1 回／日	
		遊離残留塩素	0.10 以上		
2	1	一般細菌	100 個／m l 以下	12 回／年	
3	2	大腸菌	検出されないこと	〃	
4	38	塩化物イオン	200mg/ l 以下	〃	
5	46	有機物（全有機炭素）	3mg/ l 以下	〃	
6	47	p H 値	5.8 以上 8.6 以下	〃	
7	48	味	異常でないこと	〃	
8	49	臭気	異常でないこと	〃	
9	50	色度	5 度以下	〃	
10	51	濁度	2 度以下	〃	
11	9	亜硝酸態窒素	0.04mg/ l 以下	4 回／年	
12	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/ l 以下	〃	
13	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ l 以下	〃	
14	21	塩素酸	0.6mg/ l 以下	〃	
15	22	クロロ酢酸	0.02mg/ l 以下	〃	
16	23	クロロホルム	0.06mg/ l 以下	〃	
17	24	ジクロロ酢酸	0.03mg/ l 以下	〃	
18	25	ジプロモクロロメタン	0.1mg/ l 以下	〃	
19	26	臭素酸	0.01mg/ l 以下	〃	
20	27	総トリハロメタン	0.1mg/ l 以下	〃	
21	28	トリクロロ酢酸	0.03mg/ l 以下	〃	
22	29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/ l 以下	〃	
23	30	ブロモホルム	0.09mg/ l 以下	〃	
24	31	ホルムアルデヒド	0.08mg/ l 以下	〃	
25	42	ジェオスミン	0.00001mg/ l 以下	3 回／年	
26	43	２－メチルイソボルネオール	0.00001mg/ l 以下	〃	

※ 上記 26 項目は水道法によって検査が省略できないことになっている項目で、2 番から 26 番までを委託検査します。

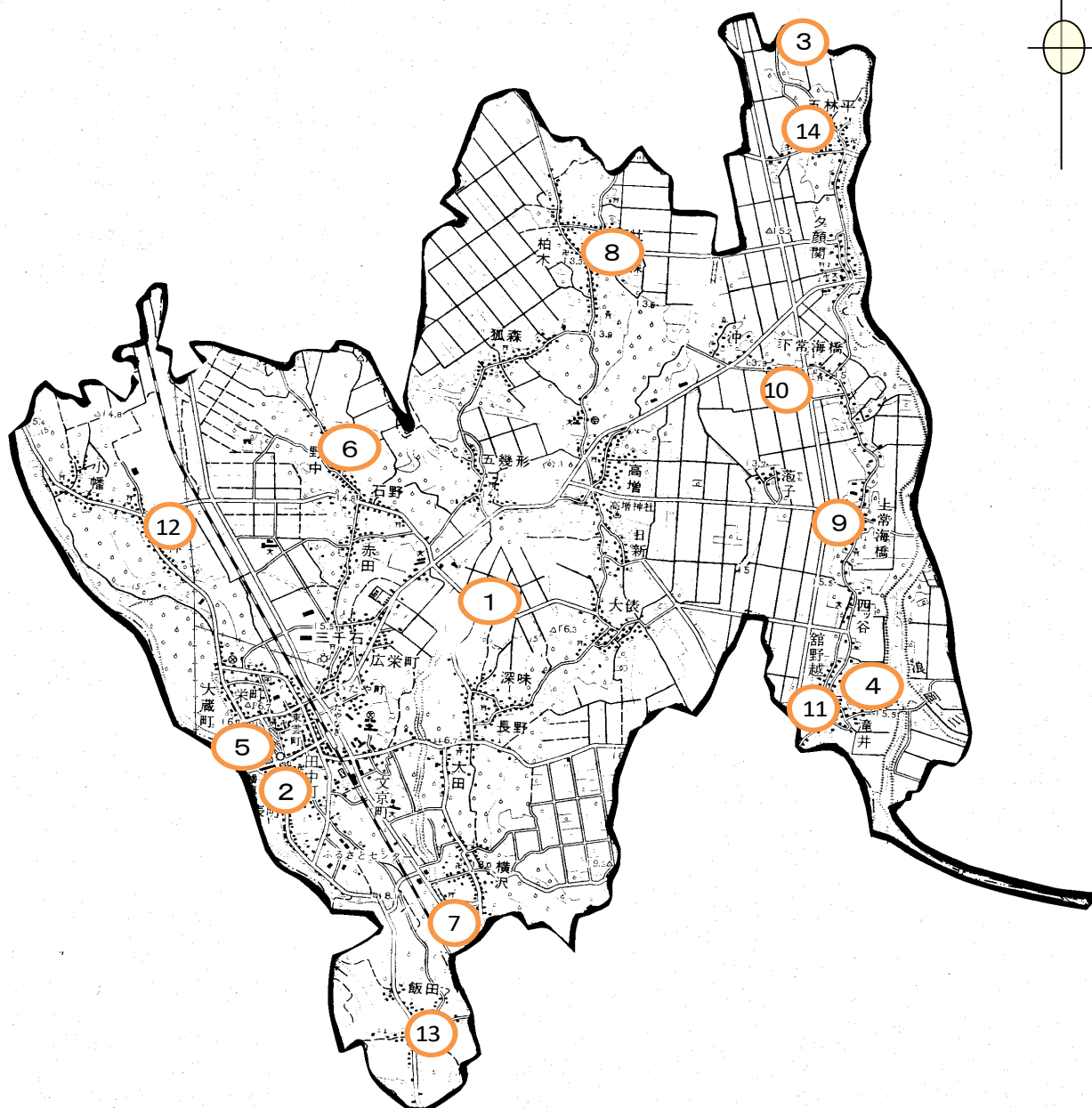
整理番号	水質基準番号	検 査 項 目	基準値	検 査 計 画	備 考
1	3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/ l 以下	1 回／年	
2	4	水銀及びその化合物	0.0005mg/ l 以下	〃	
3	5	セレン及びその化合物	0.01mg/ l 以下	〃	
4	6	鉛及びその化合物	0.01mg/ l 以下	〃	
5	7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/ l 以下	〃	
6	8	六価クロム化合物	0.02mg/ l 以下	〃	
7	12	フッ素及びその化合物	0.8mg/ l 以下	〃	
8	13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/ l 以下	〃	
9	14	四塩化炭素	0.002mg/ l 以下	〃	
10	15	1, 4-ジオキサン	0.05mg/ l 以下	〃	
11	16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/ l 以下	〃	
12	17	ジクロロメタン	0.02mg/ l 以下	〃	
13	18	テトラクロロエチレン	0.01mg/ l 以下	〃	
14	19	トリクロロエチレン	0.01mg/ l 以下	〃	
15	20	ベンゼン	0.01mg/ l 以下	〃	
16	32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/ l 以下	〃	
17	33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/ l 以下	〃	
18	34	鉄及びその化合物	0.3mg/ l 以下	〃	
19	35	銅及びその化合物	1.0mg/ l 以下	〃	
20	36	ナトリウム及びその化合物	200mg/ l 以下	〃	
21	37	マンガン及びその化合物	0.05mg/ l 以下	〃	
22	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/ l 以下	〃	
23	40	蒸発残留物	500mg/ l 以下	〃	
24	41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/ l 以下	〃	
25	44	非イオン界面活性剤	0.02mg/ l 以下	〃	
26	45	フェノール類	0.005mg/ l 以下	〃	

※ 上記 26 項目は、過去 3 年間のデータが基準値の 1 / 10 以下でかつ周囲の環境から値の上昇がなければ検査を 3 年に 1 回とすることができる項目ですが、水道水という重要性に鑑み、当町では年 1 回の検査を行うこととします。また、PFOS 及び PFOA の検査を年に 4 回行うこととします。

5. 採水地点図（板柳全町図）

下記の地点から採水することとします。

1. 配水場(深味)	毎日	8. 牡丹森会館	7月・2月
2. 管末水質測定業務受託者(表町)	毎日	9. 上常海橋消防屯所	9月・3月
3. 管末水質測定業務受託者(五林平)	毎日	10. 下常海橋消防屯所	10月
4. 管末水質測定業務受託者(滝井)	毎日	11. 成田配管敷地内(館野越)	8月
5. 川端町集会所	4月・11月	12. 掛落林消防屯所	5月
6. 野中会館	5月・12月	13. 飯田会館	11月
7. 横沢会館	6月・1月	14. 五林平会館	2月



6. 臨時の水質検査

次のような水質基準の適合しない恐れがある場合、臨時の水質検査を行います。

1. 浄水施設にて、水質の著しい悪化があった場合。
2. 送配水施設及び送配水管路にて、破損等により水質が著しく汚染された恐れがある場合。
3. その他臨時の水質検査の必要があると認められる場合。

7. 再検査の実施と給水の停止

検査結果に異常が認められた場合は、直ちに津軽広域水道企業団、県水道担当課等関係機関との連絡体制を強化し、再検査を実施するとともに、安全性が確認されるまで給水を停止します。

8. 水質検査計画の公表

この水質検査計画及び検査結果はインターネット上のホームページで公表します。ご覧になりたい方は下記アドレスへアクセスください。

(ホームページ URL <https://www.town.itayanagi.aomori.jp/>)

9. 水質検査結果の評価及び水質検査計画の見直し

水質検査結果は、検査責任者等によるチェックを行い記録し、採水場所ごとにその検査結果を統計的に過去の検査結果や基準値等と比較し、次年度水質検査計画に反映していきます。

10. 水質検査の精度と信頼性の確保

検査の精度と信頼性確保のため、委託をする民間検査機関において、年に一回以上内部精度管理を実施していただきます。